

遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートの危険操縦等の禁止等に関する法律案要綱

## 第一 目的

この法律は、遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートの危険操縦等を禁止すること等により、遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートと遊泳者等との衝突その他の事故の発生の防止等を図り、もって遊泳者等の生命及び身体を保護することを目的とすること。

(第一条関係)

## 第二 定義

一 この法律において「プレジャーボート」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第四項に規定する小型船舶であつて、主としてスポーツ又はレクリエーションの用に供するものとして政令で定めるものをいうこと。

二 この法律において「遊泳者等」とは、水域において、遊泳し、若しくは潜水し、又はろかいのみをもつて運転する舟に乗っている者その他これらの者に類する者であつてプレジャーボートとの衝突その他の事故によりこれらの者と同程度にその生命又は身体に危険が生ずるおそれのある状態にあるものとして政令で定めるものをいうこと。

三 この法律において「遊泳者等保護水域」とは、第三の一により指定された水域をいうこと。

(第二条関係)

### 第三 遊泳者等保護水域の指定等

一 都道府県公安委員会は、多数の遊泳者等が利用する水域であつてプレジャーボートと遊泳者等との衝突その他の事故が発生するおそれがあると認められるものを、遊泳者等保護水域として指定することができること。

二 都道府県公安委員会は、一による指定（以下単に「指定」という。）をするため必要があると認めるときは、海上保安庁その他の関係機関に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができること。

三 都道府県公安委員会は、指定をするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその水域を公示しなければならないこと。

四 指定は、三による公示によつてその効力を生ずること。

五 都道府県公安委員会は、指定をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その水域内

における標識の設置その他の適切な方法により、その水域が遊泳者等保護水域である旨を明示しなければならぬこと。

六 二から五までは指定の変更について、二から四までは指定の解除について、それぞれ準用すること。

(第三条関係)

#### 第四 危険操縦の禁止

何人も、遊泳者等保護水域において、次の操縦をしてはならないこと。

一 遊泳者等の付近において、その遊泳者等との衝突その他の事故を発生させるおそれがある速力でプレジャーボートを航行させる操縦

二 遊泳者等の付近において、その遊泳者等との衝突その他の事故を発生させるおそれがある態様でプレジャーボートを急回転させ、又は縫航させる操縦

(第四条関係)

#### 第五 酒酔い等操縦の禁止

何人も、遊泳者等保護水域において、飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な操縦ができないおそ

れがある状態でプレジャーボートを操縦してはならないこと。

(第五条関係)

四

## 第六 救助義務等

一 遊泳者等保護水域においてプレジャーボート（これによりえい航されるものを含む。）と遊泳者等との衝突その他の事故が発生したとき（当該遊泳者等の生命又は身体に係る被害が生じ、又はまさに生じようとしている場合に限る。）は、当該事故に係るプレジャーボートを操縦する者は、人命の救助に必要な措置を講じなければならないこと。

二 一の場合において、当該プレジャーボートを操縦する者は、国家公安委員会規則・国土交通省令で定めるところにより、直ちに警察官又は海上保安官に当該事故が発生した日時及び場所、当該事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに当該事故について講じた措置を報告しなければならないこと。

(第六条関係)

## 第七 罰則

一 第六の一に違反して、人命の救助に必要な措置を講じなかった者は、一年以下の懲役又は百万円以下

の罰金に処すること。

二次のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処すること。

① 第四に違反し、よって遊泳者等の生命又は身体に危険を生じさせた者

② 第五に違反した者

三 第六の二による報告をしなかった者は、三十万円以下の罰金に処すること。

(第七条から第九条まで関係)

## 第八 施行期日等

### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一項関係)

### 二 検討

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、遊泳者等の生命及び身体の保護等の観点から、プレジャーボートの操縦に関する規制の在り方等について検討を加え、必

要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二項関係)

三 その他所要の規定の整理を行うこと。